宗教法人「沖縄バプテスト連盟」奨学金規程

（目 的）

第１条　この規程は、神学教育を受ける者に対し、連盟の将来に資するものとして、必要に応じて奨学金を供すると共に、奨学金の返還、および団体や個人の献金によって、次世代の人材育成のために循環させることを目的とする。

（奨学生および研修生の資格）

第２条　奨学金を受ける者は、沖縄バプテスト連盟に加盟する教会、伝道所の会員で神学校に在学し、学資の支弁が困難と認められる者でなければならない。

２　沖縄バプテスト連盟に加盟する教会・伝道所の牧師・伝道師・宣教師で研修のため学資を必要とするもので理事会が認めた者。ただし研修期間は１年以内のものとする。

３　奨学金を受ける者は、受給開始月の時点で 50 歳未満の者とする。

（奨学金の種類）

第３条　奨学金は、原則として無利息の貸与とする。

（奨学金の額）

第４条　奨学金の額は、下記の区別により教会の要請に応じて、理事会が決定する。

(1)奨学生の場合（2 条 1 項）

月額　40,000 円を上限とする。

(2)研修生の場合（2 条 2 項）

月額　60,000 円を上限とする。

（受給期間）

第５条　奨学金を貸与する期間は、正規の最短修業期間とする。

（出願手続）

第６条　奨学金を希望する者は、所定の書類を理事会に提出して願い出なければならない。

(1)奨学生の場合（2 条 1 項）

イ　奨学金申請書
ロ　召命の自覚
ハ　教会の推薦書
ニ　履歴書

(2)研修生の場合（2 条 2 項）

イ　奨学金申請書
ロ　学習計画書
ハ　教会の推薦書

（奨学生および研修生の決定）

第７条　奨学生および研修生は、理事会の選考を経て決定する。

（誓約書の提出および奨学金の交付）

第８条　理事会で決定された奨学金内定者は、その通知を受けたら、すみやかに連帯保証人２名（内１名は所属教会とする）と連署の上、誓約書を作成し提出しなければならない。

２　奨学金は、奨学金内定者が誓約書を提出した後、交付する。

（奨学生の義務）

第９条　奨学生は、在学する神学校発行の単位取得証明書を毎年度理事会に送付しなければならない。

（奨学生および研修生の届け出）

第 10 条　奨学生および研修生が休学、復学、転学又は退学したとき、或は身分、住所、その他重要な事項に変更のあったときは、直ちに届出なければならない。

（減額と辞退）

第 11 条　奨学生、研修生は希望によって何時でも奨学金の減額、又は辞退を申し出ることができる。

（奨学金の休止と再開）

第 12 条　奨学生、研修生が学業を休学したとき、奨学金を休止する。奨学生が復学したとき奨学金の再開を希望する者は、再び理事会の選考を受ける。

（奨学金の停止）

第 13 条　奨学生が、次の各号の１に該当すると認められるとき奨学金を停止する。

（1）傷病、疾病などのために成業の見込みがないとき。

（2）学業成績、又は操行が不良で成業の見込みがないとき。

（3）奨学金を必要としない事由が生じたとき。

（4）転学及び留年が適当でないとき。

（奨学金の返還）

第 14 条　奨学金貸与者は、次の各号の１に該当する場合は、直ちに所定の返還計画を第８条で定めた連帯保証人と連署して提出しなければならない。

（1）卒業もしくは修了し、又は奨学金の貸与期間が満了したとき

（2）奨学金の交付が停止されたとき

（3）奨学金を辞退したとき

（4）退学したとき

２　奨学金貸与者が奨学金の返還が不可能とみなされる場合には、連帯保証人はその返還の責任を負う。

（返還の期限）

第 15 条　奨学金の返還の期限は、貸与期間の終了した月の翌月から貸与を受けた月数の 2.5 倍の期限内に、月賦、又は年賦によって、全額返還しなければならない。

（奨学金返還義務者の届け出）

第 16 条　奨学金を受けた者は、奨学金返還完了前に本人、又は連帯保証人の身分、住所、職業、その他重要な事項に異動のあったときには、直ちに届け出なければならない。

（返還猶予）

第 17 条　奨学金返還が困難な者には、その本人及び連帯保証人の願い出によって、理事会の決定に基づいて相当な期間、その返還を猶予することができる。

（返還免除）

第 18 条　奨学金は原則として全額返還しなければならない。ただし奨学金の返還義務者が、卒業後（あるいは研修終了後）に沖縄バプテスト連盟に加盟する教会、伝道所、及び連盟が直接運営している諸機関において、職務に従事する者（有償且つ常勤相当の勤務に該当する者）は一旦猶予される。

その職務期間が４年を経過し、さらに引き続き同様の職務に従事する見込みがあると認められる限り、その奨学金の一部又は全部を免除することができる。

２　奨学金の返還義務者で、誠実に返還を履行していた者が死亡した場合、又は長期の疾病もしくは心身の障害のため、奨学金返還の能力を欠くに至った場合、連帯保証人は事情を具して願い出なければならない。その上で、理事会は実情を調査の上、その残額の返還を全額免除することができる。

（財源の確保）

第 19 条　本奨学金の財源は、奨学金を受けた者の献金、貸与を受けた者の返還、または団体や個人からの献金をその財源に充てる。

（特例）

第 20 条　理事会は以上の他、特に必要があると認められるときにおいては、特別の考慮をなすことができる。

（特別会計）

第 21 条　この規程を運用するために特別会計を設ける。

（規程の改定）

第 22 条　本規程の改定は理事会の決議を経て総会の承認を得るものとする。

付　則

１　本規程は、１９８１年４月２８日から施行する。

２　本規程は、１９８１年４月現在の給与生及び貸与生にも適用する。
３　本規程施行と同時に「沖縄バプテスト連盟奨学金規定」を廃止する。
４　本規程は、１９９６年３月２０日より施行する。
５　本規程は、１９９８年９月２６日より施行する。
６　本規程は、２０１０年９月２４日より施行する。
７　本規程は、２０１７年４月１日より施行する。
８　本規程は、２０２４年10月１日より施行する。
９　本規定は、２０２６年４月１日より施行する。